

大空町安心生活支援事業  
委託事業者選定プロポーザル  
募集要領

大空町

## 目次

1	本書の趣旨	3
2	公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨	3
3	留意事項	3
4	事業概要	3
5	参加資格要件	4
6	参加に関する留意事項	5
7	参加資格の喪失	6
8	提案事項	6
9	配布資料	6
10	参加表明書の提出	6
11	参加資格と結果通知	7
12	企画提案書の提出	7
13	二次審査・決定	8
14	審査結果	9
15	契約の締結	9
16	質問の受付と回答	10

## 1. 本書の趣旨

本書は、大空町安心生活支援事業（以下「本事業」という。）の業務委託事業者を公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定するため、手続きについて、必要な事項を定めるものである。

## 2. 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨

新型コロナウイルス感染症の流行により、オンラインを活用した情報伝達など新しい生活様式の実践が求められる中、町民が安心かつ便利な生活を送ることができるよう情報発信のあり方を見直し、新たな情報配信システムを構築することとしたところである。

町民に対して、緊急情報や行政情報一斉かつ確実に伝達すること、オンラインの有効性を活かし町民の生活の利便性や安全性を向上させることなど、町民が安心して暮らせるまちづくりを担う事業として、専門性や技術力、加えて、発想力、柔軟性、対応力などが求められる事業である。

従って、価格のみによる競争では最適な受託事業者を選定できないことから、公募型プロポーザル（企画提案）方式により、新たな情報配信システム構築に係る最良のビジネスパートナーを選定する必要がある。

本プロポーザル実施の目的は、参加希望者各位の中から、本事業を対象とした随意契約の優先交渉権者及び次点の者を選定することである。

## 3. 留意事項

本事業は、事業者の内定のために行うものであり、大空町議会において予算を議決されなかった場合は、事業を実施しないことがある。

## 4. 事業概要

### (1) 事業名

安心生活支援事業

### (2) 選定方式

公募型プロポーザル（企画提案）方式

### (3) 業務内容

「大空町安心生活支援事業業務委託に関する仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。ただし、仕様書の内容以外に、大空町の特性を踏まえた独創的な内容を提案書に記載することは差し支えないものとする。

### (4) 契約方法

公募型プロポーザルによる業務委託契約

(5) 事業場所

大空町全域

(6) 業務期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

(7) 提案限度額

45,000,000円（消費税及び地方消費税等（10%）の額を含む）

ア 提案額は、導入に要する費用の総額とし、翌年度以降に想定される運用に要する費用は含まない額とする。ただし、運用に要する費用も審査に必要であるため、別に明示すること。

イ 提案額には、タブレット端末150台分を見込んだ額とすること。

(ア) タブレット端末1台当たりの単価（消費税等含）を提示すること。ただし、契約時にはタブレット端末分は単価契約とする。よって、納品台数が150台に満たないことがあることに留意すること。

(イ) また、タブレット端末をリース等の手法で提案できる場合は、その手法と金額も別に明示すること。

(8) 事業のスケジュール

No.	項目	時期
1	募集要領の公表・配布	令和3年2月22日
2	参加表明書の提出期限	令和3年3月5日
3	一次審査結果の通知	令和3年3月8日
4	質問受付期限	令和3年3月8日
5	質問回答	随時
6	辞退届の提出期限	令和3年3月15日
7	企画提案書の提出	令和3年3月15日
8	プレゼンテーション及びヒアリング	令和3年3月19日
9	審査会	令和3年3月19日
10	審査結果の通知・公表	令和3年3月23日
11	事業内容の調整	令和3年3月下旬
12	契約の締結	令和3年3月下旬

※スケジュールについては、調整の上、変更の可能性あり。

5. 参加資格要件

- (1) 地方自治体に対して同種のシステムの納入実績を有すること。同種システムとは、インターネットを利用した情報伝達手段の整備事業を指す。
- (2) 故障時や緊急時の復旧対応が即座にできること。北海道内に本社あるいは支所、営

業所、子会社があることが望ましいが、迅速な対応が可能であれば必須ではない。

- (3) 参加申込書提出日から審査結果公表の日までの間において、大空町の工事請負契約等に係る指名停止等の基準（平成18年大空町要領第21号）の規定に基づく指名停止及び国や他の地方自治体においても指名停止の措置を受けていない者（指名停止を受けていたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- (4) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人住民税、法人事業税）、市町村税等を滞納していない者であること。（納期限が到来しているものに限る。）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）その他これらに順ずる手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 大空町暴力団排除条例（平成25年大空町条例第2号）第2条第2号及び第4号の暴力団員等に該当していないこと。

#### 6. 参加に関する留意事項

- (1) 参加に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しない。なお、参加者が契約事業者となった場合、その著作権は当町に帰属するものとする。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、契約事業者が負うものとする。
- (4) 参加者の構成員又は事業実施に際して業者を採用する場合には、可能な範囲で町内業者を採用するように努めること。
- (5) 提案に当たっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認しておくこと。
- (6) 参加者の構成員の変更は認めない。ただし、当町と協議を行い、当町がこれを認めたときにはこの限りではない。
- (7) 提出した書類の変更は認めない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、当町が認めた時はこの限りではない。
- (8) 提案に虚偽の記載、または説明を行った場合は無効とする。
- (9) 提出された企画提案書等書類は、審査以外の目的で使用しない。
- (10) 提出された企画提案書等書類は、審査に必要な範囲で複製する場合がある。
- (11) 参加者は、指名通知受理後から優先交渉権者決定の公表までの間において、本事業に関し、直接・間接問わず、自らを有利にまたは他人が降りになるよう、審査委員や事務局に対して働き掛けることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には参加資格を失うことがある。

- (12) 参加者は、業務の遂行上知り得た情報は他人に漏らしてはならない。
- (13) 情報公開請求があった場合は、大空町情報公開条例に基づき、企画提案書等の提出書類や応募・選定結果（事業者名含む）等について公開の対象となる。

## 7. 参加資格の喪失

参加表明書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 本手続において提出した書類またはヒアリング等において、明らかな虚偽や誇張、あるいは誤認させるような紛らわしい表現の説明や報告をしたとき。
- (2) 本手続の期間中（公示の日から本契約締結の日まで）に、第4項（参加資格要件）に挙げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 提出書類等の期限内に提出がされなかったとき。
- (4) 提出書類等にあきらかな不備や不足があり、参加資格不相当だと町が認めたとき。
- (5) 導入費用及び運用費を加えた見積金額が事業費（費用限度額）を超えているとき。

## 8. 提案事項

下記について提案すること。なお、詳細は別添「仕様書」に記載する。

- (1) 同種の導入実績
- (2) 設備一覧
- (3) インターネットを利用した情報伝達システムについて
- (4) 導入スケジュール
- (5) 災害時のインターネット回線及び携帯電話網不通時の情報伝達について
- (6) 対災害性について
- (7) J-Alert 連携による情報伝達について
- (8) 受信側の取り扱い易さを考慮したシステムについて
- (9) 概算費用（提案の採否により細分化が可能であること）
- (10) 将来的な追加機能について（見積書を添付）
- (11) 導入後の運用・保守について

## 9. 配布資料

- (1) 募集要領・・・・・・・・・・・・・・・・町ホームページからダウンロード
- (2) 仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・町ホームページからダウンロード
- (3) 各種様式・・・・・・・・・・・・・・・・町ホームページからダウンロード

## 10. 参加表明書の提出

- (1) 受付期間 募集要領から令和3年3月5日午後5時30分まで ※必着

- (2) 提出先 〒099-2392 網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号  
大空町役場 情報化検討チーム
- (3) 提出方法 持参または郵送により提出。(他の方法での提出は受付しない。)  
持参の場合は、閉庁日を除く午前8時45分から正午または午後1時から午後5時30分の間提出すること。郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、3月5日午後5時30分までに必着とする。
- (4) 提出書類
- ア 参加表明書(様式第1号・正本1部)
  - イ 会社概要書(任意様式・正本1部、副本1部)  
企業理念(経営方針)、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容、大空町から最も近い保守等の対応が可能な事業所等住所  
※上記必要事項の記載があれば、パンフレットでも可とする。
  - ウ 定款、直近1年分の財務諸表
  - エ 納税証明書(任意様式・正本1部)  
※参加表明書の提出日の属する事業年度を除く過去2年間分
  - オ 法人登記事項証明書(任意様式・正本1部)

#### 1.1. 参加資格と結果通知

参加受付終了後、本募集の参加資格の有無及び提出書類の審査を行い、提案書の提出者として資格が確認された者には、その結果を令和3年3月8日に参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書(様式第3号)によって通知する。

#### 1.2. 企画提案書の提出

- (1) 受付期間 一次審査結果発表から令和3年3月15日午後5時30分まで※必着
- (2) 提出先 〒099-2392 網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号  
大空町役場 情報化検討チーム
- (3) 提出方法 持参または郵送により提出。(他の方法での提出は受付しない。)  
持参の場合は、閉庁日を除く午前8時45分から正午または午後1時から午後5時30分の間提出すること。郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、3月15日午後5時30分までに必着とする。
- (4) 提出書類
- ア 企画提案書(任意様式・正本1部、副本10部・電子版1部)  
(ア)表題は「大空町安心生活支援事業委託業務に関するプロポーザル企画提案書」とし、法人名を記載する。  
(イ)規格はA4判両面印刷とする。

※ページ数が少ないことによる減点評価は行わないため、提案内容は可能な限り分かりやすく簡潔に記載すること。

- (ウ) A 3判を使用する場合は、A 4判の大きさを3つ折りにすること。
- (エ) ページ番号及び目次の記載を行うこと。ただし、表紙は除くものとする。
- (オ) 正本は、A 4ファイルに綴じ込みとし、副本は、ホチキス止めにより提出すること。
- (カ) 文字サイズ及びフォントについての指定は行わないが、見やすい構成とすること。
- (キ) 電子版は、原則PDF形式による提出とし、CD-RもしくはDVD-R等の媒体に上書き等ができないような処理を行い提出すること。
- (ク) 提出された企画提案書の内容について、事務局より問合せや修正の指摘があった場合は、対応のうえ必要に応じて再提出を行うこと。

イ 参考見積書（任意様式・正本1部）

ウ 参考見積内訳書（任意様式・正本1部）

### 1.3. 二次審査・決定

#### (1) プレゼンテーション

- ア 実施内容は、提案及び質疑応答とする。
- イ 提案は、1社当たり50分以内（質疑応答20分含む）とする。
- ウ プレゼンテーションの資料は、原則として提出された書類のみとし、追加は認めないものとする。ただし、提案する機器やシステムのデモンストレーションは可能とする。
- エ 原則として、説明は資料に沿った内容とする。
- オ 参加人数は、1社当たり3名までとする。プレゼンテーションの2日前までに参加者一覧（所属、役職、氏名）を電子メールまたはFAXで提出すること。
- カ プレゼンテーションは、紙もしくはプロジェクタにより実施すること。プロジェクタを使用する場合、パソコン、プロジェクタ及びスクリーンについては、発注者が準備する。
- キ 実施日時及び場所等の詳細は、提案者と協議のうえ別途通知する。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、プレゼンテーション方法が変更となる場合がある。

#### (2) 審査方法

- ア 企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積金額について総合的に審査し、最優秀者（優先交渉権者）を決定する。
- イ 提案者が1社の場合は、その提案者が優先交渉権者として適しているか否かを審査する。



### (3) 評価項目

分類	項目	評価の着眼点	
企業評価	導入実績	過去5年間における同種・同類業務の施行実績	
	実施体制	事業管理・遂行の確実性	
技術評価	スケジュール	事業計画が明確かつ実現可能であるか	
	システム	機能性	利用者に必要な情報を適時・適切な配信が可能であるか
		操作性	配信・受信ともに容易に操作ができるか。職員の作業負担軽減が図られているか
		利便性	視認性・可読性・判読性に富み、利用者が理解しやすい工夫がされているか
		信頼性	システム及び機器障害対応、情報セキュリティ対策などの信頼性は十分か 災害及び停電対策が図られているか
		拡張性	住民ニーズを踏まえた機能の拡充、技術の進化に伴う機能拡張など、将来的に最新技術等の追加拡張に柔軟な対応が可能であるか
保守管理		平常時の保守管理体制や、災害等有事の際のサポート体制は安心できるものとなっているか	
概算費用	整備費用	コストが抑えられた見積額であるか	
	運用費用	コストが抑えられた見積額であるか	
	追加費用	将来的な機能拡張に有益性が見込まれるか	

#### 14. 審査結果

- (1) 提出された書類及びプレゼンテーションの結果から、評価・採点を行い、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。
- (2) 最上位の点数の者が複数ある場合は、審査委員会の協議により選定する。
- (3) 審査結果は、提案者全員に「大空町プロポーザル審査結果通知書」(様式第4号)により通知する。
- (4) 提案者の審査結果については、社名を伏せて、評価点数を町ホームページで公表する。  
なお、選定した優先交渉権者については、社名を公表することとする。

#### 15. 契約の締結

- (1) 優先交渉権者の選定後、当町と事業内容等の調整を行い、見積合わせを実施の上、契約を締結する。なお、見積合わせの金額は、プロポーザルで提出された見積書の金額

を超えることはできない。ただし、仕様確定にあたって、当町都合により提案書等に記載された項目の追加・削除があった場合には、この限りではない。

(2) 次の事象が発生した場合、選定を取り消すとともに、次順位の者を優先交渉権者として選定する。

ア 提出書類及びプレゼンテーション等において虚偽又は事実と相違があると認める場合

イ 優先交渉権者と協議が整わなかった場合

#### 16. 質問の受付と回答

(1) 提出書類 質問書（様式第2号）

(2) 受付期間

ア 令和3年2月22日から令和3年3月8日までとする。 ※必着

(3) 提出先

〒099-2392 網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号

大空町役場 情報化検討チーム

電話 0152-74-2111 FAX 0152-74-2191 E-Mail info@town.ozora.lg.jp

(4) 質問方法

ア FAX又は電子メールのみ受け付ける。

イ 電子メールの表題は「大空町安心生活支援事業の公募型プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 質問は「大空町安心生活支援事業の公募型プロポーザルに関する質問書」（様式第2号）を使用すること。

(5) 回答

ア FAX又は電子メールで随時回答する。

イ 提案書に関する質問の回答は、資格要件を満たした参加申請者すべてに対し、FAX又は電子メールで通知する。なお、質問が重複しているものは、大空町が整理して回答する。

ウ 意見表明など、本来の趣旨からかけ離れているものへの回答は行わない。

エ 回答内容に対する疑義は受け付けない。

オ 回答内容は、募集要領及び仕様書に準ずる扱いとする。